

資料 2

平成 31 年 1 月 24 日

平成 30 年度協議会臨時会議案書

相模川流域下水道事業連絡協議会



## 目 次

議 案 番 号	議 案 の 件 名	頁
議案第1号	「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について	1
議案第2号	「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部改正について	5
議案第3号	「相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」の一部改正について	13



## 議案第1号

### 「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について

「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

6 流域下水道の資本費については、平成33年度より、平成32年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。

資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。

減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。

建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。

資本費についての関連市町間の費用負担は、平成31年度において県及び関連市町間の協議により定めることとする。

### 附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

**「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」新旧対照表**

新	旧
1 【略】	1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
2 【略】	2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
3 【略】	3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2、水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を直接維持管理費及び間接維持管理費については実績流入量の割合により、雨天時増水対策費については実績の雨天時浸入水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
4 【略】	4 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
5 【略】	5 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。
6 <u>流域下水道の資本費については、平成33年度より、平成32年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。</u>  <u>資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。</u>  <u>減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。</u> <u>建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。</u> <u>資本費についての関連市町間の費用負担は、平成31年度において県及び関連市町間の協議により定めることとする。</u>	6 <u>流域下水道施設設置に係る県分の資本費の維持管理負担金への算入については、平成28年度から検討していくこととする。</u>  <u>附 則</u> この改正は、平成22年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> この改正は、平成24年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> この改正は、平成28年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> この改正は、平成31年4月1日から施行する。

# 相模川流域下水道の維持管理に関する原則

(改 正 後 の 全 文)

- 1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
- 2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
- 3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2、水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を直接維持管理費及び間接維持管理費については実績流入量の割合により、雨天時増水対策費については実績の雨天時浸入水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
- 4 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
- 5 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。
- 6 流域下水道の資本費については、平成33年度より、平成32年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。

資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。

減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。

建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。

資本費についての関連市町間の費用負担は、平成31年度において県及び関連市町間の協議により定めることとする。

附 則

この原則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第2号

### 「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部改正について

「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」の一部を次のように改正する。

第8項の表内の納付期限は、次のとおりとする。第4期の納付期限を、「出納整理期間中で定める日」から「年度内に通知する」に改める。

#### 附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

**「相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領」新旧対照表**

新	旧
1 【略】	1 本要領は、「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」(以下「維持管理の原則」という。)に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。
2 【略】	2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用(以下「負担対象額」という。)とする。
3 【略】	3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。 (1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。 (2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。 (3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適当であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。
4 【略】	4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。 (1) 県負担額 $= \text{一般管理費のうち常勤役員報酬の}1/2\text{の額} + \text{水質管理費の公費の}1/2\text{の額} + \text{調査研究費の}1/2\text{の額} + \text{広報費の}1/2\text{の額}$ (2) 関連市町負担総額 $= \text{負担対象額} - \text{県負担額}$
5 【略】	5 各年度の維持管理負担金は、次の(1)と(2)によりそれぞれ算定した額の合算した額を処理開始している関連市町(当該年度途中に処理開始した場合を含む。)が負担する。 (1) 直接維持管理費及び間接維持管理費 $\left\{ \begin{array}{l} \text{当該年度} \quad \text{当該年度} \quad \text{当該年度各市町} \\ \text{関連市町} - \text{雨天時} \times \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{負担総額} \quad \text{増水対策費} \quad \text{予定負担率} \end{array} \right\}$ $+ \left\{ \begin{array}{l} \text{前々年度} \quad \text{前々年度} \quad \text{前々年度各市町} \quad \text{前々年度各市町} \\ \text{関連市町} - \text{雨天時} \times \text{直接及び間接維持管理費} - \text{直接及び間接維持} \\ \text{負担総額} \quad \text{増水対策費} \quad \text{実績負担率} \quad \text{管理費負担額} \end{array} \right\}$

新	旧																														
	<p>(2) 雨天時増水対策費</p> $  \begin{aligned}  & \left[ \begin{array}{ll} \text{当該年度} & \text{当該年度各市町} \\ \text{雨天時} & \times \text{雨天時増水対策費} \\ \text{増水対策費} & \text{予定負担率} \end{array} \right] \\  + & \left[ \begin{array}{lll} \text{前々年度} & \text{前々年度各市町} & \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時} & \times \text{雨天時増水対策費} & - \text{雨天時増水対策費} \\ \text{増水対策費} & \text{実績負担率} & \text{負担額} \end{array} \right]  \end{aligned}  $																														
6 【略】	<p>6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。</p> <p>(1) 直接維持管理費及び間接維持管理費  <math display="block">  \frac{\text{各年度各市町負担率(予定・実績)}}{\text{下水の各市町流入量(計画・実績)}}  </math> <math display="block">  = \frac{\text{下水の総流入量(計画・実績)}}{\text{下水の総流入量(計画・実績)}}  </math></p> <p>(2) 雨天時増水対策費  <math display="block">  \frac{\text{各年度各市町負担率(予定・実績)}}{\text{雨天時浸入水の各市町流入量(計画・実績)}}  </math> <math display="block">  = \frac{\text{雨天時浸入水の総流入量(計画・実績)}}{\text{雨天時浸入水の総流入量(計画・実績)}}  </math></p>																														
7 【略】	<p>7 各年度の流入量は、次によるものとする。</p> <p>(1) 各年度の予定流入量は、各年度ごとに流域関連市町から確認した下水量とする。</p> <p>(2) 各年度の実績流入量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量とする。</p> <p>(3) 各年度の実績流入量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。</p>																														
8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。	<p>8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th><th style="text-align: center;">納付期限</th><th style="text-align: center;">納付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1期</td><td style="text-align: center;">4月 30 日</td><td style="text-align: center;">維持管理負担金の1/6の額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2期</td><td style="text-align: center;">7月 31 日</td><td style="text-align: center;">維持管理負担金の1/4の額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3期</td><td style="text-align: center;">10月 31 日</td><td style="text-align: center;">維持管理負担金の1/3の額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4期</td><td style="text-align: center;">年度内に通知する</td><td style="text-align: center;">&lt;補正後の維持管理負担金&gt; - &lt;第1期～第3期の納付済額&gt;</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th><th style="text-align: center;">納付期限</th><th style="text-align: center;">納付額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1期</td><td style="text-align: center;">4月 30 日</td><td style="text-align: center;">維持管理負担金の1/6の額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2期</td><td style="text-align: center;">7月 31 日</td><td style="text-align: center;">維持管理負担金の1/4の額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3期</td><td style="text-align: center;">10月 31 日</td><td style="text-align: center;">維持管理負担金の1/3の額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4期</td><td style="text-align: center;">出納整理期間 中で定める日</td><td style="text-align: center;">&lt;補正後の維持管理負担金&gt; - &lt;第1期～第3期の納付済額&gt;</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとときは翌開序日とする。</p> <p>(2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。</p> <p>(3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1/4の額として算出する。</p>	期 間	納付期限	納付額	第1期	4月 30 日	維持管理負担金の1/6の額	第2期	7月 31 日	維持管理負担金の1/4の額	第3期	10月 31 日	維持管理負担金の1/3の額	第4期	年度内に通知する	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>	期 間	納付期限	納付額	第1期	4月 30 日	維持管理負担金の1/6の額	第2期	7月 31 日	維持管理負担金の1/4の額	第3期	10月 31 日	維持管理負担金の1/3の額	第4期	出納整理期間 中で定める日	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>
期 間	納付期限	納付額																													
第1期	4月 30 日	維持管理負担金の1/6の額																													
第2期	7月 31 日	維持管理負担金の1/4の額																													
第3期	10月 31 日	維持管理負担金の1/3の額																													
第4期	年度内に通知する	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>																													
期 間	納付期限	納付額																													
第1期	4月 30 日	維持管理負担金の1/6の額																													
第2期	7月 31 日	維持管理負担金の1/4の額																													
第3期	10月 31 日	維持管理負担金の1/3の額																													
第4期	出納整理期間 中で定める日	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>																													

新	旧
9 【略】	9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。
10 【略】	10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。
11 【略】	11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。
12 【略】	12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。
<b>附 則</b> この要領は、平成16年度から適用する。 <b>附 則</b> この要領は、平成17年度から適用する。 <b>附 則</b> この要領は、平成19年度から適用する。 <b>附 則</b> この要領は、平成22年4月1日から施行する。 <b>附 則</b> この要領は、平成24年4月1日から施行する。 <b>附 則</b> この要領は、平成24年12月1日から施行する。 <b>附 則</b> この要領は、平成26年4月1日から施行する。 <b>附 則</b> <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u>	
<b>附 則</b> この要領は、平成16年度から適用する。 <b>附 則</b> この要領は、平成17年度から適用する。 <b>附 則</b> この要領は、平成19年度から適用する。 <b>附 則</b> この要領は、平成22年4月1日から施行する。 <b>附 則</b> この要領は、平成24年4月1日から施行する。 <b>附 則</b> この要領は、平成24年12月1日から施行する。 <b>附 則</b> この要領は、平成26年4月1日から施行する。	

# 相模川流域下水道維持管理負担金の取扱要領

## (改 正 後 の 全 文)

- 1 本要領は、「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」（以下「維持管理の原則」という。）に定める維持管理負担金の算出方法及び徴収方法並びにこれらに係わる事項について、その取り扱いを定める。
- 2 維持管理の原則に定める「維持管理に要する費用」とは、維持管理負担金の対象となる費用（以下「負担対象額」という。）とする。
- 3 各年度の負担対象額は、当該会計の当該年度歳出予算額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。
  - (1) 当該会計から生じた預金利子及び当該会計に係る施設の使用又は利用等により生じた収入で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
  - (2) 当該会計において生じた繰越金で、当該年度内に歳入として予算措置された額。
  - (3) その他当該会計に他会計から当該事業に充てるため繰入又は負担されたもののうち、県が控除額とすることが適當であると認めたもので、当該年度内に予算措置された額。
- 4 各年度の県及び関連市町の負担額は、次により算定した額とする。
  - (1) 県負担額  
= 一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2の額  
+ 水質管理費の公費の1/2の額  
+ 調査研究費の1/2の額  
+ 広報費の1/2の額
  - (2) 関連市町負担総額  
= 負担対象額 - 県負担額

- 5 各年度の維持管理負担金は、次の（1）と（2）によりそれぞれ算定した額の合算した額を処理開始している関連市町（当該年度途中に処理開始した場合を含む。）が負担する。

### (1)直接維持管理費及び間接維持管理費

$$\begin{aligned} & \left\{ \begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{関連市町} \\ \text{負担総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{当該年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{予定負担率} \end{array} \\ & + \left\{ \begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{関連市町} \\ \text{負担総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{実績負担率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{直接及び間接維持管理費} \\ \text{負担額} \end{array} \end{aligned}$$

(2) 雨天時増水対策費

$$\begin{aligned}
 & \left[ \begin{array}{l} \text{当該年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{予定負担率} \end{array} \right] \\
 + & \left[ \begin{array}{l} \text{前々年度} \\ \text{雨天時} \\ \text{増水対策費} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{実績負担率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前々年度各市町} \\ \text{雨天時増水対策費} \\ \text{負担額} \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

6 各年度の負担率は、次により算出した比率とする。

(1) 直接維持管理費及び間接維持管理費

$$\frac{\text{下水の各市町流入量（計画・実績）}}{\text{下水の総流入量（計画・実績）}} = \frac{\text{各年度各市町負担率（予定・実績）}}{\text{各年度各市町負担率（予定・実績）}}$$

(2) 雨天時増水対策費

$$\frac{\text{雨天時浸入水の各市町流入量（計画・実績）}}{\text{雨天時浸入水の総流入量（計画・実績）}} = \frac{\text{各年度各市町負担率（予定・実績）}}{\text{各年度各市町負担率（予定・実績）}}$$

7 各年度の流入量は、次によるものとする。

- (1) 各年度の予定流入量は、各年度ごとに流域関連市町から確認した下水量とする。
- (2) 各年度の実績流入量は、流域関連公共下水道から流域下水道へ流入した水量とする。
- (3) 各年度の実績流入量の確定は、当該年度の翌年度7月末までに別紙1により各市町が報告した実績流入量をもって確定する。

8 各年度における各市町の維持管理負担金の納付方法は、次のとおりとする。

期 間	納付期限	納 付 額
第 1 期	4月30日	維持管理負担金の1／6の額
第 2 期	7月31日	維持管理負担金の1／4の額
第 3 期	10月31日	維持管理負担金の1／3の額
第 4 期	年度内に通知する	<補正後の維持管理負担金> - <第1期～第3期の納付済額>

- (1) 納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌開庁日とする。
  - (2) 各期における各市町納付額の端数処理については、千円未満で四捨五入し、第1期で調整するものとする。
  - (3) 年度当初における第4期の納付額については、維持管理負担金の1／4の額として算出する。
- 9 県は、上記8における各期間の納付期限に合わせて、維持管理負担金に係る納入通知書を発行する。

- 10 各年度における維持管理負担金の納付総額は、当該年度の県の予算によることとし、補正予算の編成等により、維持管理負担金の納付額等に変更が生じた場合には、県はその都度関連市町に通知する。
- 11 本要領における会計用語の意義は、特に定めのない限り県の当該会計予算書によるものとする。
- 12 本要領の施行に際し疑義が生じた事項又はその他必要な事項については、関連市町と協議のうえ、県がその都度定める。

附 則

この要領は、平成16年度から適用する。

附 則

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則

この要領は、平成19年度から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。



## 「相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」 の一部改正について

「相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」の一部を次のように改正する。

第1項は、次のとおりとする。第1項の尚書きを、「県と関連市町の費用負担割合は、県1／3、市町2／3とする」から「県と関連市町の費用負担割合は、県1／2、市町1／2とする」に改める。

第7項は、次のとおりとする。第7項全文を削除する。

第8項を第7項とし、「この改正後の負担の原則は、平成24年度から適用する。」から「この改正後の負担の原則は、平成32年度から適用する。」に改める。

「相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」新旧対照表

新	旧				
1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、県と関連市町が分担するものとする。 <u>なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1/2、市町1/2とする。</u>	1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、県と関連市町が分担するものとする。 <u>なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1/3、市町2/3とする。</u>				
2 【略】	2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>負担の割振り</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理場建築費及び管渠改築費</td><td>全市町で負担する</td></tr> </tbody> </table>	区分	負担の割振り	処理場建築費及び管渠改築費	全市町で負担する
区分	負担の割振り				
処理場建築費及び管渠改築費	全市町で負担する				
3 【略】	3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準として算定した平成42年度の計画汚水量とする。				
4 【略】	4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。				
5 【略】	5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。				
6 【略】	6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。				
<u>7 この原則に基づく市町負担金には、県の資本費相当分が含まれているものとする。</u>	<u>7 この原則に基づく市町負担金には、県の資本費相当分が含まれているものとする。</u>				
<u>7 この改正後の負担の原則は、平成32年度から適用する。</u>	8 この改正後の負担の原則は、平成24年度から適用する。				

# 相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則

## (改 正 後 の 全 文)

- 1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、県と関連市町が分担するものとする。  
なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1／2、市町1／2とする。

- 2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。

区 分	負 担 の 割 振 り
処理場改築費 及び管渠改築費	全市町で負担する

- 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準として算定した平成42年度の計画汚水量とする。
- 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
- 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。
- 6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。
- 7 この改正後の負担の原則は、平成32年度から適用する。

